

議 長 日程第3「議案第25号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第25号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算。

(総則)第1条、令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数、730戸。

(2) 年間有収水量、17万9,280立米。

(3) 1日平均有収水量、491立米。

(4) 主要な建設改良事業、弥勒寺第1水源次亜注入ポンプ更新工事、343万7,000円。

(収益的収入及び支出)第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、松田町上水道事業会計から長期借入金1,900万円を借り入れる。

収入、第1款、水道事業収入、3,377万3,000円。第1項、営業収益、1,643万6,000円。第2項、営業外収益、1,733万6,000円。第3項、特別収益、1,000円。

支出、第2款、水道事業費用、4,549万2,000円。第1項、営業費用、4,262万7,000円。第2項、営業外費用、286万4,000円。第3項、特別損失、1,000円。

(資本的収入及び支出)第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,091万6,000円は、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するものとする。)

収入、第3款、資本的収入、340万円。第1項、企業債、340万円。

支出、第4款、資本的支出、2,431万6,000円。第1項、建設改良費、628万8,000円。第2項、企業債償還金、1,802万8,000円。

次のページお願いいたします。(企業債)第5条、企業債の目的、限度額、

起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。起債の目的、簡易水道事業。限度額、340万円。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府その他金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰り上げ償還または低利に借り換えることができる。

（一時借入金）第6条、一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

（他会計からの補助金）第7条、寄簡易水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、1,028万3,000円である。

令和7年3月4日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願います。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは説明いたします。354ページをお願いします。第5条企業債につきましては、弥勒寺第1水源次垂注入ポンプの更新工事に充てるものでございます。

少し飛びまして、368、369ページをお願いします。当初予算内訳書、収益的収入及び支出の収入です。款1、水道事業収益、項1、営業収益、目1、給水収益につきましては、水道使用料、水を売ることによる収益を得る分です。令和6年度の実績と見込みにより、前年度対比21万9,000円、1.4%の増としております。目3、その他営業収益につきましては、給水装置の開始・中止の手数料や他会計負担金としまして、消火栓維持管理負担金でございます。

項の2、営業外収益、目2、雑収益につきましては、国の示す地方公営企業繰出金基準により交付税措置される元利償還金の所定の額を一般会計から繰り入れるもの及び加入負担金でございます。目3、長期前受金戻入につきましては、国や県補助金等の当年度分減価償却の見合い分を収益化したもので、現金の動きはない収益でございます。

370、371ページをお願いします。支出です。水をつくるための費用や、日常的な業務委託でございます。款2、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水浄水配水及び給水費につきましては、水源などの施設に係る保守点検委託料

や、動力費などが主なものでございます。前年度に対する増額の主な要因は、電気料の高騰によるものでございます。目3、総係費につきましては、一般事務関係の費用でございます。

372、373ページをお願いします。目4、減価償却費と5、資産減耗費につきましては、実際の支出は伴いませんが、建設改良費の補填財源として留保されるものでございます。

項2、営業外費用、目1、支払利息につきましては、配水管布設替えなどの事業に対する企業債利息32件分の償還金でございます。目2、消費税及び地方消費税につきましては、水道使用料や加入負担金などの収入に含まれる消費税でございます。

374、375ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。ここからは4条予算の収支となります。款3、資本的収入、項・目ともに企業債につきましては、弥勒寺第1水源次亜注入ポンプ更新工事の起債でございます。

376、377ページをお願いします。支出です。款4、資本的支出、項・目ともに建設改良費の節1、報酬につきましては、水道施設管理をお願いしている会計年度任用職員に支払うものでございます。節21、工事請負費、弥勒寺第1水源次亜注入ポンプにつきましては、次亜塩素を注入する機器2機ありますが、そのうち片方が不具合が出ていることから更新するものでございます。目2、固定資産購入費につきましては、量水器の購入費を計上しております。計量法により8年以内で順次交換をしており、73基分を計上しております。

項・目ともに企業債償還金につきましては、企業債元金28件分の償還金でございます。

なお、360ページから366ページにキャッシュ・フロー計算書、損益計算書、貸借対照表、注記を、378ページ以降に給与費明細、投資的事業の概要、企業債明細書を添付しておりますので、後ほど御高覧いただければと存じます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号令和7年度松田町寄簡易水道事業会計予算につきましては、先ほど設置されました上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会に付託の上、審査することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

議 長 以上で本日の会議はこれをもって延会といたします。本日はお疲れさまでした。なお、午後1時40分から令和7年度工事予定箇所の現地視察を行いますので、委員の皆様は生涯学習センターの1階展示ホールにお集まりください。展示ホール前にお集まりください。

10日(月曜日)は午前9時から一般会計予算審査特別委員会を開催しますので、委員長の指示に従って開催してください。11日(火曜日)は午前9時から上水道及び寄簡易水道事業会計予算審査特別委員会を、午後は産業厚生常任委員会を開催しますので、委員長の指示に従って開催してください。12日(水曜日)は午前9時から総務文教常任委員会を開催しますので、委員長の指示に従って開催してください。定例会中の委員会について、委員会等については、必要に応じ職員の出席を求めますので、御対応をお願いいたします。本会議最終日の13日(木曜日)は、午前中、議会運営委員会を開催しますので、委員長の指示に従って開催してください。午後1時より本会議を開催しますので、議員の皆様は定刻までに御参集して下さるようお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

(13時27分)